

一般財団法人地方競馬共済会給付規程

| | | | | |
|----|-------|--------|--------|-------|
| | 昭和45年 | 8月18日 | 制定 | |
| 改正 | 昭和46年 | 3月16日 | 46地競共第 | 36号 |
| | 昭和47年 | 3月14日 | 47地競共第 | 37号 |
| | 昭和49年 | 11月6日 | 49地競共第 | 312号 |
| | 昭和52年 | 3月23日 | 51地競共第 | 357号 |
| | 昭和54年 | 11月13日 | 54地競共第 | 198号 |
| | 昭和55年 | 3月18日 | 54地競共第 | 317号 |
| | 昭和55年 | 6月11日 | 55地競共第 | 59号 |
| | 昭和57年 | 3月12日 | 56地競共第 | 298号 |
| | 昭和59年 | 5月30日 | 59地競共第 | 51号 |
| | 昭和61年 | 3月6日 | 60地競共第 | 315号 |
| | 昭和63年 | 4月1日 | 63地競共第 | 2号 |
| | 昭和63年 | 11月25日 | 63地競共第 | 264号 |
| | 平成3年 | 3月1日 | 2地競共第 | 922号 |
| | 平成4年 | 3月6日 | 3地競共第 | 868号 |
| | 平成6年 | 3月28日 | 5地競共第 | 1071号 |
| | 平成7年 | 3月20日 | 6地競共第 | 1034号 |
| | 平成13年 | 3月15日 | 12地競共第 | 1032号 |
| | 平成13年 | 6月20日 | 13地競共第 | 242号 |
| | 平成13年 | 11月8日 | 13地競共第 | 657号 |
| | 平成14年 | 3月15日 | 13地競共第 | 1023号 |
| | 平成15年 | 11月28日 | 15地競共第 | 555号 |
| | 平成16年 | 3月24日 | 15地競共第 | 838号 |
| | 平成16年 | 9月24日 | 16地競共第 | 400号 |
| | 平成16年 | 12月24日 | 16地競共第 | 574号 |
| | 平成17年 | 3月17日 | 16地競共第 | 816号 |
| | 平成21年 | 3月30日 | 20地競共第 | 673号 |
| | 平成24年 | 3月31日 | 23地競共第 | 780号 |
| | 平成25年 | 3月14日 | 24地競共第 | 652号 |
| | 平成25年 | 4月1日 | 25地競共第 | 15号 |
| | 令和2年 | 3月10日 | 元地競共第 | 532号 |
| | 令和2年 | 7月1日 | 2地競共第 | 156号 |

令和 3年 3月10日 2地競共第 567号

令和 4年 3月17日 3地競共第 510号

令和 8年 3月31日 7地競共第 622号

(総則)

第1条 一般財団法人地方競馬共済会定款第6条第2項第1号から第3号までに掲げる事項については、この規程の定めるところによる。

(給付の運営)

第2条 給付の運営は、一般財団法人地方競馬共済会(以下「共済会」という。)が行うものとする。

(給付の財源)

第3条 給付の財源は、会員の会費、地方競馬主催者及び地方競馬全国協会の助成金とする。

(給付の種類)

第4条 共済会は、一般財団法人地方競馬共済会会員規程(以下「会員規程」という。)第4条の規定により会員として承認された者(以下「会員」という。)に対して次の各号の給付を行う。

(1) 障害給付

(2) 入院給付

(3) 遺族給付

(4) 脱会給付(第8条第2項及び第3項に規定する給付を含む。)

2 共済会は、前項に定めるもののほか、騎手である会員の業務中の事故に対して特別の給付を行うことができる。

(障害給付)

第5条 障害給付は、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から起算して180日以内に障害(身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいう。以下同じ。)が残った場合に行うものとし、その金額は、障害の程度に応じて別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事故の日から起算して180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は事故の日から起算して181日目以降における医師の診断に基づき障害の程度を認定し、その程度に応じ、別表1により給付する。

3 障害の程度は、医師が作成した診断書のほか、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の受給権者である会員(以下「労災保険適用会員」という。)にあつては、

同法施行規則第19条又は第20条に基づいて通知された文書(以下「労災保険支給決定通知書」という。)により判定するものとする。

4 既に身体に障害のあった会員が、業務中の事故により傷害を被り、同一の部位について障害の程度を加重した場合又は同一の部位につき障害の程度に変更があつて前の障害より重い障害等級に該当するに至った場合における障害給付は、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害給付の額から従前の障害給付の額を差引いた額とする。

5 障害給付支給額は、一の年度を通じて900万円を上限とする。

(入院給付)

第6条 入院給付は、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事し、又は平常の生活ができなくなり、入院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は治療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。以下同じ。)した場合に行うものとし、その金額は、1日につき3,000円とする。ただし、事故の日から起算して180日以内の入院に限る。

2 入院中、医師が治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部又は必要部位に切除、摘出等の処置をした場合、1回につき30,000円を第1項の入院給付に加算する。ただし、当該給付を支払わない事由に該当するものについては理事長が別に定める。

(遺族給付)

第7条 遺族給付は、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合にその遺族に対して行うものとし、その金額は、900万円とする。ただし、この場合において、その会員が業務中における同一の事故により傷害を被り、すでに第4条に規定する障害給付を受けているときは、これを遺族給付の内払とみなす。

2 遺族給付の判定は、医師が作成した診断書又は死体検案書のほか、労災保険適用会員にあつては、労災保険支給決定通知書によるものとする。

3 一の年度中にすでに支給した障害給付がある場合には、遺族給付支給額は900万円から当該障害給付支給額を控除した残額とする。

(脱会給付)

第8条 脱会給付は、会員が共済会の会員の資格を喪失した場合に会員であつた者又はその遺族に対して行うものとし、その金額は、在籍期間に応じ次の各号により算出した額の合計額とする。

(1) 平成16年3月末までの在籍期間に対する給付額(在籍期間1年(12カ月)以上の者に限る。)は別表2の在籍期間に対応する金額とする。

(2) 平成16年4月以降平成17年3月までの在籍期間に対する給付額は3,240円に

在籍した月数を乗じて得た額とする。

(3) 平成17年4月以降平成18年3月までの在籍期間に対する給付額は、3,480円に在籍した月数を乗じて得た額とする。

(4) 平成18年4月以降令和4年3月までの在籍期間に対する給付額は、3,600円に在籍した月数を乗じて得た額とする。

(5) 令和4年4月以降令和8年3月までの在籍期間に対する給付額は、4,800円に在籍した月数を乗じて得た額とする。

(6) 令和8年4月以降の在籍期間に対する給付額は、7,200円に在籍した月数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により、脱会給付を行うときは、理事長が理事会の議決を経て定める脱会付加給付を行うことができる。ただし、第23条第1項又は第24条に該当する者には給付しない。

3 第1項の規定は、会員が地方競馬全国協会(以下「協会」いう。)の騎手課程に係る騎手候補生となったことに起因して会員の資格を喪失した場合には、適用しない。ただし、その者が騎手候補生としての身分を失ったとき(騎手候補生としての身分を失ったときに現に会員であった場合及び身分を失ったときから1ヵ月以内に厩務員認定申請を行い、6ヵ月以内に会員資格を取得した場合を除く。)は、この限りでない。

(在籍期間の計算方法)

第9条 在籍期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月から会員の資格を喪失した日の属する月までの月数による。

2 正当な理由がないのに会員規程第8条第1項の規定による会費を納入しなかった月があるときは、当該月数は前項の在籍期間に含めないものとする。

3 第8条第3項の規定により、脱会給付の支給を受けなかった会員については、その後取得した会員の資格に係る脱会給付の支給に際し、当該支給を受けなかった脱会給付に係る在籍期間をその在籍期間に加えるものとする。

(業務の範囲)

第10条 第5条第1項及び第4項、第6条、第7条第1項、第15条第1項及び第2項並びに第22条に規定する「業務中」とは次の作業をいう。

(1) 飼養管理(馬の手入れ、飼い付け、寝わらの搬出入の他飼養に関連する業務)

(2) 競走、調教等及びこれに関連する業務

(3) 競馬の開催における競走馬の取扱いに関する業務

(4) その他理事長が必要と認めた業務

(遺族の範囲及び順位)

第11条 第7条及び第8条の遺族の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。)

(2) 会員の死亡当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

(3) 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母

(4) 兄弟姉妹、ただし、死亡した会員と同じ世帯に属したことの無い者を除く。

2 会員の死亡当時の胎児は、すでに生まれた子とみなす。ただし、死体で生まれたときは、この限りでない。

第12条 遺族給付(遺族が脱会給付を受ける場合にあつては、脱会給付、以下「遺族給付等」という。)を受ける者の順位は、前条第1項各号に記載する順序による。

2 前条第1項第2号、第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とする。

3 給付を受けるべき遺族に同順位の方が2名以上ある場合は、その給付は人数によって等分して給付する。

4 父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

5 祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

(遺族の特例)

第13条 会員は、理事長が別に定める様式の遺族給付等の受給者の指定申請書を提出することにより、共済会の承諾を得て、あらかじめ遺族給付等を受ける者を指定することができる。

2 前項の指定があつた場合には、第11条及び第12条の規定にかかわらず、その指定を受けた者に給付する。ただし、会員の死亡以前に指定を受けた者が死亡したときは、この限りでない。

(受給の欠格)

第14条 会員を故意に死亡させた者は、第7条及び第8条の給付を受けることができる遺族としない。

2 会員の死亡前に当該会員の死亡によって給付を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、給付を受けることができる遺族としない。

(給付の判定)

第15条 第5条、第6条又は第7条において、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、障害が生じ、入院し又は死亡したものであるかどうかの判定は、共済会が行うものとする。

2 第17条第1項又は第2項において、会員が業務中の事故により傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害その他の影響により傷害が重大となったものかどうかの判定は、共済会が行うものとする。

3 第1項及び第2項に掲げる共済会が行う判定にあつては、予め共済会と業務委託契約を締結した医師の医学鑑定業務に基づくものとする。

(給付の申請)

第16条 第5条、第6条、第7条又は第8条に掲げる給付の事由が発生した場合、障害給付、入院給付及び脱会給付については会員又は会員であった者から、遺族給付及び会員の死亡による脱会給付については遺族又は第13条第1項に掲げる指定を受けた者から、それぞれの給付に応じて理事長が別に定める様式の給付申請書を理事長に提出するものとする。

(給付事由の期間)

第17条 給付は、会員が、その資格を取得した日から喪失した日までの間に発生した事故に基づく給付事由について行うものとする。

2 第4条第1項第1号から第3号までの各給付は、会員規程第8条第1項の規定による会費を納入した期間に発生した事象を対象とする。

(給付の条件)

第18条 理事長は、必要があるときは給付の支給に条件を付することができる。

(請求権の消滅)

第19条 脱会給付の請求権は、その給付事由が発生した日(第8条第3項本文に該当する者が騎手候補生としての身分を失ったときは、その失った日)から1年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 障害給付、入院給付及び遺族給付の請求権は、次の各号に規定する日から2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(1) 障害給付については、症状が固定したと診断された日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(2) 入院については、退院の日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(3) 遺族給付については、会員の死亡した日

(請求権の消滅)

第20条 会員の死亡以前に死亡した第11条に掲げる者に係る給付の請求権は、その者の死亡により消滅する。

(給付の制限)

第21条 次の各号の一に該当するときは、その給付は支給しない。

(1) 障害給付又は入院給付の原因となる事故の発生について、会員に故意又は重大な過失のあるとき

(2) 死亡の原因となる事故の発生について、会員に意図した故意のあるとき

(3) 障害給付、入院給付又は脱会給付に関し虚偽又は不正の事実に基づいて申請をしたとき

(他の身体の障害または疾病の影響)

第22条 会員が業務中の事故により傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害

若しくは疾病の影響により、又は業務中の事故により傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する給付金額とする。

- 2 正当な理由がなく会員が治療を怠ったことにより、業務中の事故による傷害が重大となったときも、前項と同様とする。

第23条 次の各号の一に該当する者に対する脱会給付は、第8条の規定にかかわらず、次項により算出した額に減額する。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (3) 競馬法施行令第17条の4において準用する同令第10条第1項第4号の規定により競馬に関与することを禁止され、又は停止された者
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者として免許若しくは認定を取り消された者
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて、会員となったことが判明した者
- (6) 会員資格を取り消すことが適当であると理事会において決議され、評議員の3分の2以上に認められた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、前各号に掲げる者と同様に減額することが適当であると、理事会において決議され、評議員の3分の2以上に認められた者

2 前項に該当する者の給付額は、在籍期間に応じ次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 平成16年3月末までの在籍期間に対する給付額は、第8条第1号により算出した額の3分の1とする。
- (2) 平成16年4月以降令和4年3月までの在籍期間に対する給付額は、第8条第2号、第3号及び第4号により算出した額の3分の2とする。
- (3) 令和4年4月以降令和8年3月までの在籍期間に対する給付額は、第8条第5号により算出した額の2分の1とする。
- (4) 令和8年4月以降の在籍期間に対する給付額は、第8条第6号により算出した額の3分の1とする。

第24条 脱会の申し出が受理された者のうち、なお会員規程第2条及び第2条の2に規定する入会資格要件を満たし、再び会員となり得る者に対する脱会給付の額は、平成16年3月末までの在籍期間に対する給付額は、第8条第1項により算出した給付額の2分の1、平成16年4月1日以降の在籍期間に対する給付額は、第8条第1項により算出した給付額の3分の2とする。

第25条 第21条又は第23条第1項第1号(同条同項第2号に掲げる法律の規定の違反に係るものに限る。)から第6号までのいずれかに該当するおそれがあると判断するに足る明白な理由があるときは、その該当の有無が決定するまで、その給付の支給を停止することがある。

(脱会給付の仮払)

第26条 会員資格を喪失した者が第23条第1項第1号(同条同項第2号に掲げる法律の規定の違反に係るものを除く。)又は第7号に該当するおそれがあるときに、その者から給付の申請があった場合は、第23条第2項により算出した額を上限として仮払をすることができる。

(給付金の返還)

第27条 虚偽若しくは不正の事実に基づいて、給付に関する申請を行い、支給を受けた給付金又は第21条、第22条若しくは第23条に規定する場合に該当するにもかかわらず、第5条、第6条、第7条若しくは第8条の規定により支給を受けた給付金は、その全部又は一部を返還させる。

(審査の請求)

第28条 会員又はその遺族は、この規程に基づいて行う給付について理事長の決定に不服があるときは、別に定める不服審査会に対し審査請求することができる。

2 前項の審査請求は、給付の決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に文書で行わなければならない。

(特別の給付の要件等)

第29条 第4条第2項の規定による特別の給付の要件、支給額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、別に定める。

(会員の義務)

第30条 会員は、障害給付、入院給付及び遺族給付に関する共済会の指示に従うとともに、調査等に協力しなければならない。

附 則

この規程は、昭和45年8月18日から実施し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和46年3月16日から実施し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和47年3月14日から実施し、昭和46年9月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、昭和50年4月1日から適用する。

- 2 昭和50年3月31日以前に発生した障害、死亡、脱会に対する障害給付、遺族給付及び脱会給付については改正前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年3月31日以前に発生した障害、死亡、脱会に対する障害給付、遺族給付及び脱会給付については改正前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から実施し、同日以降発生した障害、死亡、脱会に係る給付から適用する。
- 2 この規程適用の際現に会員となっている者の死亡に係る脱会給付については、改正後の第5条第1項中「在籍期間に応じ別表2(イ)の額(以下「死亡加算額」という。)」とあるのは、「100万円」と読み替えるものとする。
- 3 既に騎手候補生の養成課程を修了し、再び会員となっている者又は現に騎手候補生である者のうち養成課程を修了した後再び会員となった者がその後において会員資格を喪失した場合における脱会給付の算定は、改正前の第5条第2項の規定による。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年6月11日から適用する。’

附 則

この規程は、昭和57年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和57年6月16日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年5月30日から実施する。
- 2 この規程実施の際現に地方競馬教養センターへの入所を許可されている騎手候補生であつて会員であるものに係る在籍期間の計算方法、給付の特例及び給付の制限については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から実施する。
- 2 この規程改正の際現に実施されている改正前の様式による届出書は、改正後の様式による届出書により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、第2項ただし書きに該当する場合を除き平成元年4月1日から実施する。
- 2 平成元年3月31日以前に発生した障害、死亡、脱会に対する障害給付、遺族給付、脱会給付は、改正前の規程による。ただし、第16条第3号の規定は、議決の日（昭和63年11月25日）から適用し、議決の日に既に刑が確定している者を含むものとする。
また、第17条の2（脱会給付の仮払）の規定は、議決の日から適用し、議決の日に既に給付申請書を受理しているものを含むものとする。

附 則

この規程は、平成3年6月3日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成13年3月15日から実施する。

ただし、第1条の改正規定は、平成12年6月5日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年6月20日から実施する。
- 2 平成13年6月3日現在において、中津競馬場所属会員として会員資格を有する者に係る脱会給付の給付額については、第16条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成13年12月1日から実施する。
- 2 平成13年11月30日以前に発生した死亡及び脱会に対する遺族給付及び脱会給付は、改正前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成14年3月15日から実施する。
- 2 平成14年3月15日現在において、新潟競馬場所属会員として会員資格を有する者に係る脱会給付の給付額については、第16条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年11月28日から実施する。

- 平成15年11月28日現在において、上山競馬場所属会員として会員資格を有する者に係る脱会給付の給付額については、第16条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、平成16年4月1日から実施する。
- 平成16年4月1日以降に会員の資格を喪失した者の第5条第1項の脱会給付の金額は、同項の規定にかかわらず、別表2（ア）の額に、平成16年3月31日現在の脱会給付引当金の額を同日における会員の脱会給付に必要な額で除して得た率を乗じて得た額とする。
- 平成16年4月1日以降に会員の資格を喪失した者の第6条第1項の在籍期間の計算は、同項の規定にかかわらず、会員の資格を取得した日の属する月から平成16年3月31日までの月数による。

附 則

- この規程は、平成16年10月1日から実施する。
- 平成16年4月1日以降平成16年9月30日までに会員が共済会の会員の資格を喪失したときの会費については、全額返納することとする。
- 平成16年9月30日以前の業務に起因する負傷又は疾病により身体に障害を生じた会員に支給する給付については、なお従前の例による。
- 平成16年9月30日以前の業務に起因して死亡した場合にその遺族に対して支給する給付については、なお従前の例による。
- 平成16年10月1日以降に会員が共済会の会員の資格を喪失したとき、会員であった者又はその遺族に対して支給する脱会給付の金額については、在籍期間に応じた別表2の額に、改正前の規程による附則2の額を加えた額とする。
- 平成16年3月31日以前から引続き在籍する会員（以下「継続会員」という。）及び平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間に新たに会員になった者の在籍期間の計算は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成16年10月から会員の資格を喪失した日の属する月までの月数とする。ただし、継続会員にあつては平成16年4月から平成16年9月までの月数を加えた月数とし、平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間に新たに会員になった者にあつては、その間の月数を加えた月数とする。
- （削除）
- 継続会員にあつては改正前の規程による附則2の脱会給付の給付額は、第16条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- （削除）

附 則

- 1 この規程は、平成17年1月1日から実施する。
- 2 平成16年4月1日以降新たに会員になり、平成17年1月1日現在において、高崎競馬場所属会員として会員となり得る資格を有している者に対する脱会給付の額については、第16条の2の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する在籍期間に応じた別表2の額とする。
- 3 平成16年3月31日以前から引続き在籍する会員であり、平成17年1月1日現在において、高崎競馬場所属会員として会員となり得る資格を有している者に対する脱会給付の額については、第16条の2の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する在籍期間に応じた別表2の額に、平成16年3月24日15地競共第838号による附則2の額を加えた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月17日から実施する。
- 2 平成16年4月1日以降新たに会員になり、平成17年3月17日現在において、栃木県所属会員として会員となり得る資格を有している者に対する脱会給付の額については、第16条の2の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する在籍期間に応じた別表2の額とする。
- 3 平成16年3月31日以前から引続き在籍する会員であり、平成17年3月17日現在において、栃木県所属会員として会員となり得る資格を有している者に対する脱会給付の額については、第16条の2の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する在籍期間に応じた別表2の額に、平成16年3月24日15地競共第838号による附則2の額を加えた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 平成21年3月31日以前の業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、身体に障害を生じた場合に支給する給付については、なお従前の例による。
- 3 平成21年3月31日以前の業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、死亡した場合に支給する給付については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記のあった日（平成25年4月1日）から実施する。

附 則（令和2年3月10日元地競共第532号）

この規程は、理事会の決議があった日（令和2年3月10日）から実施する。

附 則（令和2年7月1日 2 地競共第156号）

この規程は、令和2年7月1日から実施する。

附 則（令和3年3月10日 2 地競共第567号）

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月17日 3 地競共第510号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この規程改正の際、現に実施されている改正前の様式による申請は、改正後の様式により提出したものとみなす。

附 則（令和8年3月31日 7 地競共第622号）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 第23条第1項第1号については、令和7年6月1日から適用する。
- 3 令和8年3月31日以前に発生した事故に対する障害給付、入院給付及び遺族給付の支給にあつては、なお従前の例による。
- 4 この規程改正の際、現に実施されている改正前の様式による申請は、改正後の様式により提出したものとみなす。

別表 1

障 害 給 付

| 障害の程度 | 給 付 額 |
|-------------|-----------------|
| | 円 |
| 障害の等級 1 級 | 9, 0 0 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 2 級 | 8, 0 1 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 3 級 | 7, 0 2 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 4 級 | 6, 2 1 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 5 級 | 5, 3 1 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 6 級 | 4, 5 0 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 7 級 | 3, 7 8 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 8 級 | 3, 0 6 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 9 級 | 2, 3 4 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 1 0 級 | 1, 8 0 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 1 1 級 | 1, 3 5 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 1 2 級 | 9 0 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 1 3 級 | 6 3 0, 0 0 0 |
| 障害の等級 1 4 級 | 3 6 0, 0 0 0 |

(備考)

障害の等級は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第 2（第 40 条関係）による。

別表 2

平成 16 年 3 月末までの在籍期間に対する給付額 (在籍期間 1 年(12 カ月)以上の者に限る。)

| | | 在 籍 月 数 | | | | | | | | | | | |
|------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 在 籍 年 数 | 1 | 14,646 | 15,838 | 17,029 | 18,220 | 19,412 | 20,603 | 21,794 | 22,986 | 24,177 | 25,368 | 26,560 | 27,751 |
| | 2 | 29,994 | 31,272 | 32,551 | 33,830 | 35,110 | 36,388 | 37,667 | 38,946 | 40,225 | 41,504 | 42,783 | 44,062 |
| | 3 | 46,112 | 47,455 | 48,799 | 50,141 | 51,485 | 52,828 | 54,171 | 55,514 | 56,858 | 58,200 | 59,544 | 60,887 |
| | 4 | 63,072 | 64,484 | 65,898 | 67,311 | 68,725 | 70,137 | 71,551 | 72,964 | 74,378 | 75,791 | 77,204 | 78,617 |
| | 5 | 86,618 | 88,581 | 90,543 | 92,505 | 94,467 | 96,430 | 98,392 | 100,354 | 102,316 | 104,279 | 106,241 | 108,203 |
| | 6 | 127,195 | 130,575 | 133,957 | 137,339 | 140,720 | 144,101 | 147,482 | 150,864 | 154,246 | 157,626 | 161,008 | 164,389 |
| | 7 | 167,981 | 171,380 | 174,779 | 178,177 | 181,577 | 184,975 | 188,375 | 191,773 | 195,172 | 198,571 | 201,970 | 205,368 |
| | 8 | 216,126 | 220,138 | 224,150 | 228,162 | 232,175 | 236,186 | 240,198 | 244,211 | 248,223 | 252,234 | 256,247 | 260,259 |
| | 9 | 264,552 | 268,586 | 272,622 | 276,658 | 280,693 | 284,728 | 288,764 | 292,799 | 296,835 | 300,870 | 304,905 | 308,941 |
| | 10 | 320,405 | 325,060 | 329,714 | 334,368 | 339,023 | 343,677 | 348,332 | 352,986 | 357,641 | 362,295 | 366,950 | 371,604 |
| | 11 | 390,135 | 395,945 | 401,756 | 407,567 | 413,378 | 419,188 | 424,999 | 430,810 | 436,621 | 442,431 | 448,242 | 454,053 |
| | 12 | 469,746 | 476,380 | 483,014 | 489,648 | 496,283 | 502,917 | 509,551 | 516,185 | 522,820 | 529,454 | 536,088 | 542,722 |
| | 13 | 555,734 | 562,899 | 570,065 | 577,231 | 584,397 | 591,562 | 598,728 | 605,893 | 613,059 | 620,224 | 627,390 | 634,556 |
| | 14 | 647,539 | 655,189 | 662,840 | 670,489 | 678,140 | 685,790 | 693,441 | 701,091 | 708,742 | 716,392 | 724,043 | 731,693 |
| | 15 | 745,651 | 753,827 | 762,003 | 770,179 | 778,355 | 786,531 | 794,707 | 802,883 | 811,059 | 819,235 | 827,411 | 835,587 |
| | 16 | 850,070 | 858,771 | 867,473 | 876,174 | 884,876 | 893,577 | 902,280 | 910,981 | 919,683 | 928,384 | 937,086 | 945,787 |
| | 17 | 955,190 | 963,950 | 972,710 | 981,470 | 990,230 | 998,990 | 1,007,750 | 1,016,510 | 1,025,270 | 1,034,030 | 1,042,790 | 1,051,550 |
| | 18 | 1,067,318 | 1,076,662 | 1,086,006 | 1,095,350 | 1,104,694 | 1,114,038 | 1,123,382 | 1,132,726 | 1,142,070 | 1,151,414 | 1,160,758 | 1,170,102 |
| | 19 | 1,180,147 | 1,189,549 | 1,198,952 | 1,208,353 | 1,217,756 | 1,227,158 | 1,236,561 | 1,245,963 | 1,255,366 | 1,264,768 | 1,274,171 | 1,283,573 |
| | 20 | 1,293,676 | 1,303,137 | 1,312,598 | 1,322,059 | 1,331,520 | 1,340,980 | 1,350,441 | 1,359,902 | 1,369,363 | 1,378,824 | 1,388,284 | 1,397,745 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 在 籍 年 数 | 21 | 1,408,608 | 1,418,185 | 1,427,763 | 1,437,340 | 1,446,918 | 1,456,496 | 1,466,073 | 1,475,651 | 1,485,228 | 1,494,806 | 1,504,384 | 1,513,961 |
| | 22 | 1,525,641 | 1,535,393 | 1,545,147 | 1,554,899 | 1,564,652 | 1,574,405 | 1,584,158 | 1,593,910 | 1,603,664 | 1,613,416 | 1,623,169 | 1,632,921 |
| | 23 | 1,642,675 | 1,652,427 | 1,662,180 | 1,671,933 | 1,681,686 | 1,691,438 | 1,701,192 | 1,710,944 | 1,720,697 | 1,730,449 | 1,740,203 | 1,749,955 |
| | 24 | 1,773,724 | 1,784,645 | 1,795,566 | 1,806,486 | 1,817,408 | 1,828,328 | 1,839,249 | 1,850,169 | 1,861,091 | 1,872,011 | 1,882,932 | 1,893,853 |
| | 25 | 1,905,475 | 1,916,454 | 1,927,433 | 1,938,412 | 1,949,392 | 1,960,371 | 1,971,350 | 1,982,329 | 1,993,308 | 2,004,288 | 2,015,267 | 2,026,246 |
| | 26 | 2,054,044 | 2,066,425 | 2,078,806 | 2,091,187 | 2,103,568 | 2,115,948 | 2,128,329 | 2,140,710 | 2,153,091 | 2,165,472 | 2,177,852 | 2,190,233 |
| | 27 | 2,202,614 | 2,214,995 | 2,227,376 | 2,239,756 | 2,252,137 | 2,264,518 | 2,276,899 | 2,289,280 | 2,301,660 | 2,314,041 | 2,326,422 | 2,338,803 |
| | 28 | 2,368,704 | 2,382,544 | 2,396,385 | 2,410,225 | 2,424,067 | 2,437,907 | 2,451,748 | 2,465,589 | 2,479,430 | 2,493,270 | 2,507,112 | 2,520,952 |
| | 29 | 2,535,494 | 2,549,393 | 2,563,292 | 2,577,192 | 2,591,091 | 2,604,990 | 2,618,889 | 2,632,788 | 2,646,688 | 2,660,587 | 2,674,486 | 2,688,385 |
| | 30 | 2,726,112 | 2,741,996 | 2,757,881 | 2,773,766 | 2,789,651 | 2,805,536 | 2,821,420 | 2,837,305 | 2,853,190 | 2,869,075 | 2,884,960 | 2,900,844 |
| | 31 | 2,918,832 | 2,934,891 | 2,950,952 | 2,967,011 | 2,983,072 | 2,999,131 | 3,015,192 | 3,031,251 | 3,047,312 | 3,063,371 | 3,079,432 | 3,095,491 |
| | 32 | 3,113,654 | 3,129,889 | 3,146,124 | 3,162,360 | 3,178,595 | 3,194,830 | 3,211,065 | 3,227,300 | 3,243,536 | 3,259,771 | 3,276,006 | 3,292,241 |
| | 33 | 3,311,280 | 3,327,748 | 3,344,217 | 3,360,686 | 3,377,155 | 3,393,624 | 3,410,092 | | | | | |

